

「（仮称）大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

令和6年11月18日
株式会社 SUBARU

当社及びパナソニック エナジー株式会社は、大泉町上小泉地区で計画している「（仮称）大泉電池工場建設事業」について、群馬県環境影響評価条例（平成11年3月、群馬県条例第19号）に基づく手続きを進めており、令和6年11月15日に「（仮称）大泉電池工場建設事業に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を群馬県知事、太田市市長、大泉町長及び邑楽町長に提出いたしました。

つきましては、方法書について、以下のとおり、縦覧・公表し、説明会を開催いたします。

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 名称：株式会社 SUBARU
- 代表者：代表取締役社長 大崎 篤
- 主たる事務所の所在地：東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号 エビススバルビル

- 名称：パナソニック エナジー株式会社
- 代表者：代表取締役社長執行役員 只信 一生
- 主たる事務所の所在地：大阪府守口市松下町1番1号

2 第1種事業の名称、種類及び規模

- 名称：（仮称）大泉電池工場建設事業
- 種類：工場又は事業場の新設又は増設の事業
大規模建築物の建設事業
- 規模：排ガス量 約180,000 ノルマル立方メートル毎時
延床面積 約204,000 平方メートル

3 第1種事業実施区域

大泉町上小泉地区

4 第1種事業関係地域

大泉町、太田市及び邑楽町の一部

5 第1種事業方法書の縦覧の場所、期間及び時間

- 縦覧場所
 - 群馬県庁環境政策課（16階）（前橋市大手町1-1-1）
 - 群馬県東部環境事務所（太田市西本町60-27）
 - 太田市環境対策課（太田市浜町2-35）
 - 大泉町環境整備課（大泉町日の出55-1）
 - 邑楽町建設環境課（邑楽町大字中野2570-1）
- インターネット公表 https://www.subaru.co.jp/info/20241118_158769.pdf
- 期間及び時間
 - 期間 令和6年11月18日（月）から令和6年12月17日（火）まで
（ただし、図書縦覧については、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
 - 図書の縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 条例第7条の2第1項による第1種事業方法書の記載事項周知のための説明会の開催

開催日時・場所

- 大泉町 日時：令和6年11月29日（金）19時00分～20時30分（18時30分開場）
場所：洋泉興業大泉町文化むら 展示ホール棟 第1・2研修室（大泉町朝日5-24-1）
- 太田市 日時：令和6年11月30日（土）10時00分～11時30分（9時30分開場）
場所：株式会社 SUBARU 本工場西本館 小ホール（太田市スバル町1-1）
- 邑楽町 日時：令和6年11月30日（土）14時30分～16時00分（14時00分開場）
場所：中央公民館 中会議室2・3（邑楽町大字中野2569番地1）

7 第1種事業方法書について環境の保全の見地からの意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からの意見を提出することができます。

8 条例第8条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- 意見書の提出期限 令和7年1月7日（火）まで（郵送の場合は当日消印有効）
- 意見書の提出先 <持参、郵送>

〒373-8555 群馬県太田市スバル町1-1

株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課

<メール>

株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課

gun-soumu23@subaru.co.jp

※件名は「(仮称)大泉電池工場建設事業環境影響評価方法書への意見」としてください。

(3)意見書の記載事項

ア 日付、意見を提出する者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在)

イ 意見書の提出の対象である第一種事業方法書の名称

ウ 第一種事業方法書についての環境の保全の見地からの意見

(4)意見書の提出方法

上記(1)の提出期限までに意見書を持参、郵送またはメールにより提出してください。

9 問い合わせ先

株式会社 SUBARU 群馬製作所 環境プラント技術部 環境技術課 TEL : 0276-26-2107